

# 产学連携における「死の谷」と法的リスクの深層分析：九州産業大学発ベンチャー対ハリマ化成事件(知財高裁 令和元年(ネ)第10053号)に関する包括的研究報告書

Gemini 3 pro

## 第1章 序論：产学連携の構造的課題と本件の意義

### 1.1 研究の背景と目的

日本の科学技術政策において、大学の知財を産業界に移転しイノベーションを創出する「产学連携」は、国家戦略の中核を成す重要課題である。しかし、アカデミア（大学・研究機関）とインダストリー（民間企業）の間には、技術の成熟度（Technology Readiness Level: TRL）、時間軸、リスク許容度、そして「契約」に対する規範意識において、埋めがたい深い溝が存在することが稀ではない。この溝はしばしば「死の谷（Valley of Death）」と呼ばれ、多くの有望な技術シーズが事業化に至らず消滅する原因となっている。

本報告書は、この「死の谷」で発生した象徴的な法的紛争である、大学発ベンチャー企業「株式会社アイエスティー」（以下「原告」または「IST」）と、東証プライム上場の化学メーカー「ハリマ化成株式会社」（以下「被告」または「ハリマ化成」）との間で争われた特許権専用実施権設定契約に基づく一時金請求事件（知財高裁 令和元年12月18日判決 令和元年(ネ)第10053号、原審 大阪地裁 平成29年(ワ)第3973号）<sup>1</sup>について、その事実経過、法的争点、判決論理を徹底的に解剖し、将来の产学連携実務への教訓を導出することを目的とする。

本件は、単なる契約不履行の争いではない。技術に対する過信と事業化への慎重姿勢という、产学双方の根本的なスタンスの違いが、契約条項（特に停止条件）の解釈を通じて顕在化した事例であり、民法、特許法、そして信義誠実の原則（信義則）が交錯する極めて示唆に富むケーススタディである。

### 1.2 本報告書の構成とアプローチ

本報告書は、以下の視点から多角的に分析を行う。

- 当事者分析：大学発ベンチャー特有の組織文化と、化学メーカーの事業論理の対比。
- 技術・契約分析：紛争の対象となった「蛍光色素技術」の特性と、問題となった契約条項（停止条件）の構造的欠陥。
- 法的論証分析：民法130条（条件成就の妨害）の適用を巡る攻防と、裁判所が下した「信義則」判断の詳細。
- 実務的提言：同種の紛争を予防するための、契約実務、知財デューデリジェンス、交渉マネジメ

ントへの具体的指針。

---

## 第2章 当事者のプロファイリングと技術的背景

### 2.1 原告: 株式会社アイエスティー(IST)の企業像

原告である株式会社アイエスティーは、九州産業大学工学部教授である磯部信一郎氏が代表取締役を務める、典型的な大学発ベンチャー企業である<sup>3</sup>。

- 設立の経緯と理念: 磯部氏は、1979年に九州大学生産科学研究所で発見された強蛍光性色素に着目し、その実用化を目指して2004年にISTを起業した<sup>3</sup>。アカデミア発の技術を社会実装するという崇高なミッションを掲げ、福岡県や久留米市などの地域産業支援機関とも連携しながら開発を進めてきた経緯がある<sup>5</sup>。
- 技術シーズ: 同社のコア技術は、従来の蛍光色素と比較して「高い固体発光性」や「広いストークスシフト(励起光と蛍光の波長差が大きいこと)」を有する新規有機蛍光色素である<sup>6</sup>。これは、がん診断、DNA検出、あるいは微細な環境変化(温度や粘度)を検知するバイオツールとしての応用が期待されていた<sup>5</sup>。
- 組織文化: 代表者が現役の大学教授であることは、技術的な権威性を担保する一方で、経営判断においてアカデミアの論理(科学的興味や学会発表の優先、権利関係のルーズさ)が先行しやすいリスクを内包していた。本件紛争においても、この「研究者としての振る舞い」と「企業経営者としての責任」の乖離が、被告との信頼関係を損なう一因となったことが推察される。

### 2.2 被告: ハリマ化成株式会社の事業戦略

被告であるハリマ化成株式会社は、兵庫県加古川市に製造拠点を持ち、ロジン(松やに)を主原料とする樹脂・化成品を製造・販売するグローバル企業である<sup>7</sup>。

- 事業ポートフォリオ: 製紙用薬品、印刷インキ用樹脂、電子材料などを主力としており、化学素材メーカーとしての長い歴史と堅実な事業基盤を持つ<sup>9</sup>。
- 新規事業への渴望: 既存事業の成熟化に伴い、同社は高付加価値な新規分野、特にライフサイエンスや高機能材料分野への進出を模索していた。原告の持つ「蛍光色素」技術は、同社の技術力を応用し、新たな収益の柱となり得る可能性を秘めたシーズとして評価された背景がある。
- 企業行動様式: 化学メーカーは、製品の安全性、安定供給、そして知的財産権のクリアランス(侵害リスクがないこと)に対して極めて厳格な基準を持つ。特に特許紛争は事業停止に直結するため、FTO(Freedom to Operate: 事業遂行の自由)の確保は、契約締結の絶対条件となる傾向が強い。

### 2.3 対象技術: 新規蛍光色素の可能性と未熟性

本件でライセンスの対象となったのは、原告が保有する蛍光色素に関する特許技術である。この技術は、以下のような特性を持つとされていた。

- 技術的優位性(期待値): 競合他社の製品と比較して、より強い蛍光強度を持ち、ノイズの少な

いクリアな検出が可能であること。これにより、医療診断の精度向上や、新たなセンシングデバイスの開発が可能になると期待されていた<sup>5</sup>。

- 実用化の壁:しかし、実験室レベル(ビーカーワーク)での成功と、工業製品としての安定生産の間には大きな隔たりがある。耐久性、退色性、合成プロセスのコスト、そして何より「再現性」が担保されなければ、企業は投資を行えない。本件では、この「実用化に向けた検証」のプロセスこそが、最大の争点となった。

---

## 第3章 紛争の事実経過:期待から決裂へのタイムライン

本件紛争は、契約締結から提訴に至るまで、数段階のフェーズを経てエスカレーションした。以下の時系列に沿って、事実関係を詳述する。

### 3.1 契約締結フェーズ:条件付き合意の形成

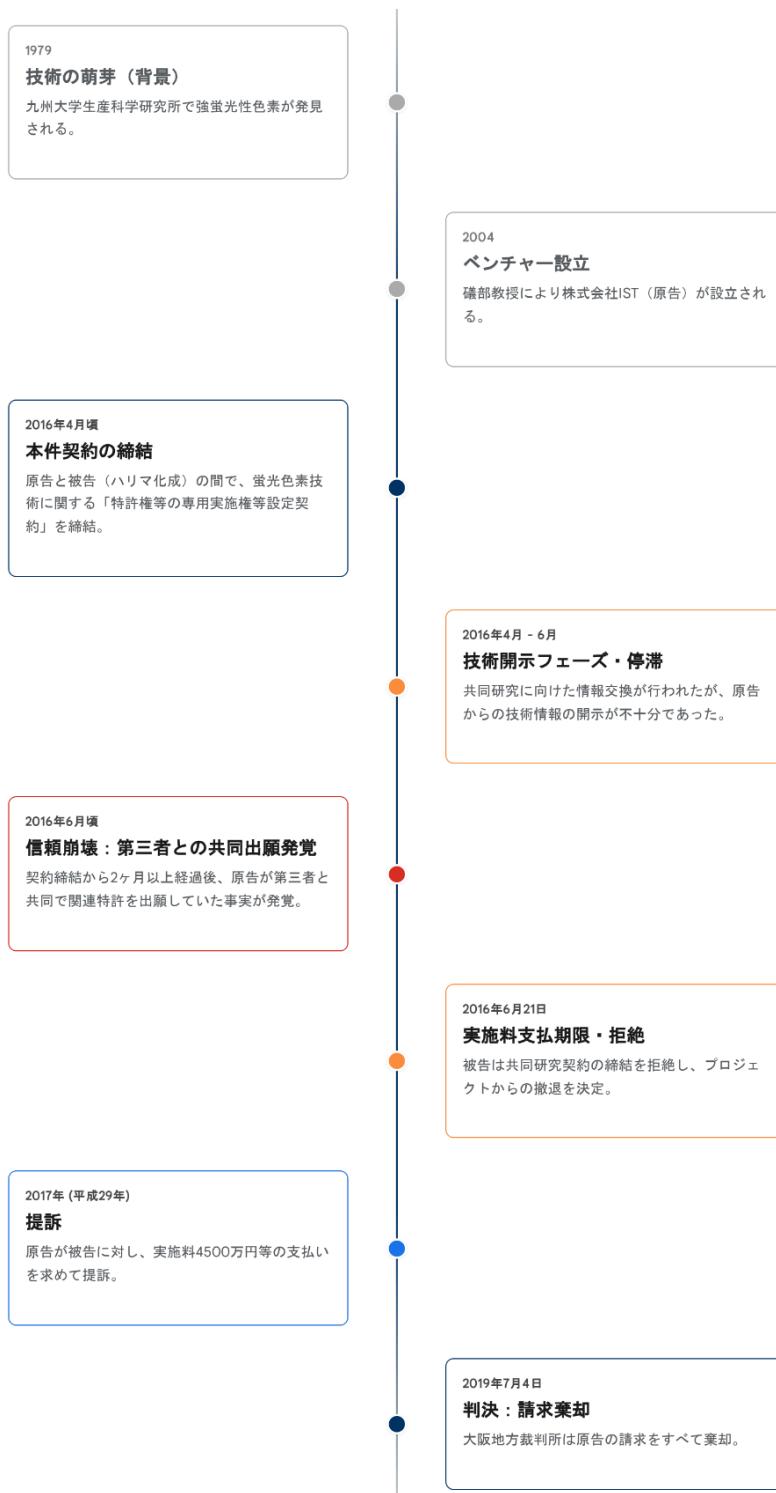
原告と被告は、原告の特許技術を用いた製品開発を行うことで合意し、「特許権等の専用実施権および仮専用実施権の設定に関する契約書」(以下「本件契約」)を締結した。

- 契約の骨子:原告は被告に対し、対象特許の専用実施権を設定する。
- 対価:被告は原告に対し、一時金として金4,500万円を支払う<sup>11</sup>。
- 停止条件(第25条):ただし、この支払い義務は即座に発生するものではなく、以下の2つの契約が別途締結されることを停止条件(Condition Precedent)としていた<sup>12</sup>。
  1. 共同研究契約:技術の改良・製品化研究に関する詳細な取り決め。
  2. 製造委託契約:原告が被告に製品製造を委託する契約。

このスキームは、「まずは大枠の提携意思を確認(本件契約)し、詳細な技術検証(共同研究)を経て、事業化の目処が立ったら金銭を支払う」という、一見合理的なステップ論に見える。しかし、この「後で決める」という留保事項が、後の紛争の火種となった。

## 事件の時系列：契約締結から信頼崩壊、そして判決まで

● 法的イベント・契約 (Legal/Contract) ● 紛争・信頼崩壊 (Conflict) ● 背景情報 (Background)



本件紛争の主要なマイルストーン。契約締結後の技術開示フェーズにおいて、第三者との共同出願の事実が発覚した時点が、被告（ハリマ化成）の撤退判断の決定打となったことが視覚的に示されている。

Data sources: IP Force (S16, S31), 九州大学 (S52), 九州産業大学 (S70), Ohebashi Law (B2)

### 3.2 技術検証フェーズ: 情報の非対称性の顕在化

本件契約締結後、被告は共同研究契約の締結に向けた交渉と並行して、技術評価(Due Diligence)を開始した。被告の目的は、「競合他社製品よりも高い蛍光強度を持つ製品」を開発することであった。

- 被告の要求: 被告は、開発の実現可能性(Feasibility)を見極めるため、原告に対し、蛍光色素の正確な構造式、合成方法、純度データ、および技術的課題(安定性や溶解性など)に関する詳細な情報の開示を求めた<sup>12</sup>。
- 原告の対応: これに対し原告は、「共同研究契約が締結されなければ詳細なノウハウは開示できない」あるいは「基本的な情報は既に提供済みである」といった姿勢を取り、被告が求めるレベルのデータ提供を行わなかったとされる。
- 結果: 被告は、提供された限定的な情報からは、事業化の成功確率、開発期間、コストを見積もることが不可能であると判断した。これは、企業が投資決定を行う上で致命的な障害である。

### 3.3 信頼崩壊フェーズ: 隠された共同出願の発見

交渉が決裂に向かう決定的な転機となったのは、知財デューデリジェンスの過程で発覚した「ある事実」であった。

- 事実の露見: 本件契約締結から2ヶ月以上経過した後、原告が本件事業に関連する別の特許出願を行っていたことが判明した<sup>12</sup>。
- 致命的な問題: その出願は、原告単独ではなく、第三者との「共同出願」であった。特許法73条3項の規定により、共有にかかる特許権について専用実施権や通常実施権を許諾するには、他の共有者(第三者)の同意が必要となる。
- 原告の不作為: 原告代表者は、この第三者から同意を得ることができないことを認識しているがら、契約締結時に被告にその事実を告げていなかった。そればかりか、契約締結後も長期間にわたり秘匿していた。

被告にとって、これは「4,500万円を支払っても、関連する重要特許のライセンスを受けられない可能性がある」、すなわち「事業を行えば第三者から特許侵害で訴えられるリスクがある」ことを意味する。化学メーカーにとって、FTO(事業の自由)が確保されない技術導入はあり得ない選択肢である。この時点で、被告の原告に対する信頼は完全に崩壊し、共同研究契約の締結を拒絶するに至った。

---

## 第4章 争点の法的分析: 民法130条と信義則の攻防

裁判における最大の争点は、被告が共同研究契約の締結を拒絶し、結果として一時金支払い義務の停止条件が未成就となったことが、民法130条に定める「条件の成就を妨げた」行為に該当するか否かであった。

### 4.1 原告の主張: 故意による条件成就の妨害

原告は以下のように主張した。

1. 契約締結義務の存在: 本件契約(ライセンス契約)を締結した以上、被告には停止条件である共同研究契約および製造委託契約を誠実に締結する義務がある。
2. 妨害の故意: 被告は、一時金4,500万円の支払いを免れる目的で、不合理な理由をつけて共同研究契約の交渉を打ち切り、締結を拒絶した。これは民法130条の「条件の成就を妨げた時」に該当し、条件は成就したものとみなされるべきである(=4,500万円を支払え)。

## 4.2 被告の主張: 信義則に基づく正当な拒絶

対する被告は、以下の反論を展開した。

1. 契約締結の自由: 共同研究契約の内容について合意に至らなかった以上、締結しないことは契約自由の原則の範囲内である。
2. 正当な理由: 原告による技術情報の開示不足により、事業化の見通しが立たなかった。さらに、第三者との共同出願事実の隠蔽は重大な信頼毀損行為であり、そのような相手方と長期的な協力関係(共同研究)を結ぶことは不可能である。したがって、拒絶には合理的な理由があり、妨害には当たらない。

## 4.3 裁判所の判断: 条件妨害の「不当性」要件

大阪地裁(原審)および知財高裁(控訴審)は、共に被告の主張を認め、原告の請求を棄却した<sup>4</sup>。その判断ロジックは極めて明快であり、かつ実務的に重要な示唆を含んでいる。

### 4.3.1 民法130条の解釈論

裁判所は、民法130条が適用されるためには、単に条件の成就を妨げる行為(不作為含む)があつただけでは足りず、その行為が「信義則に反して」なされたものである必要があると解釈した。つまり、「故意」とは単なる認識だけでなく、規範的な「悪意(不当性)」を伴うものでなければならない。

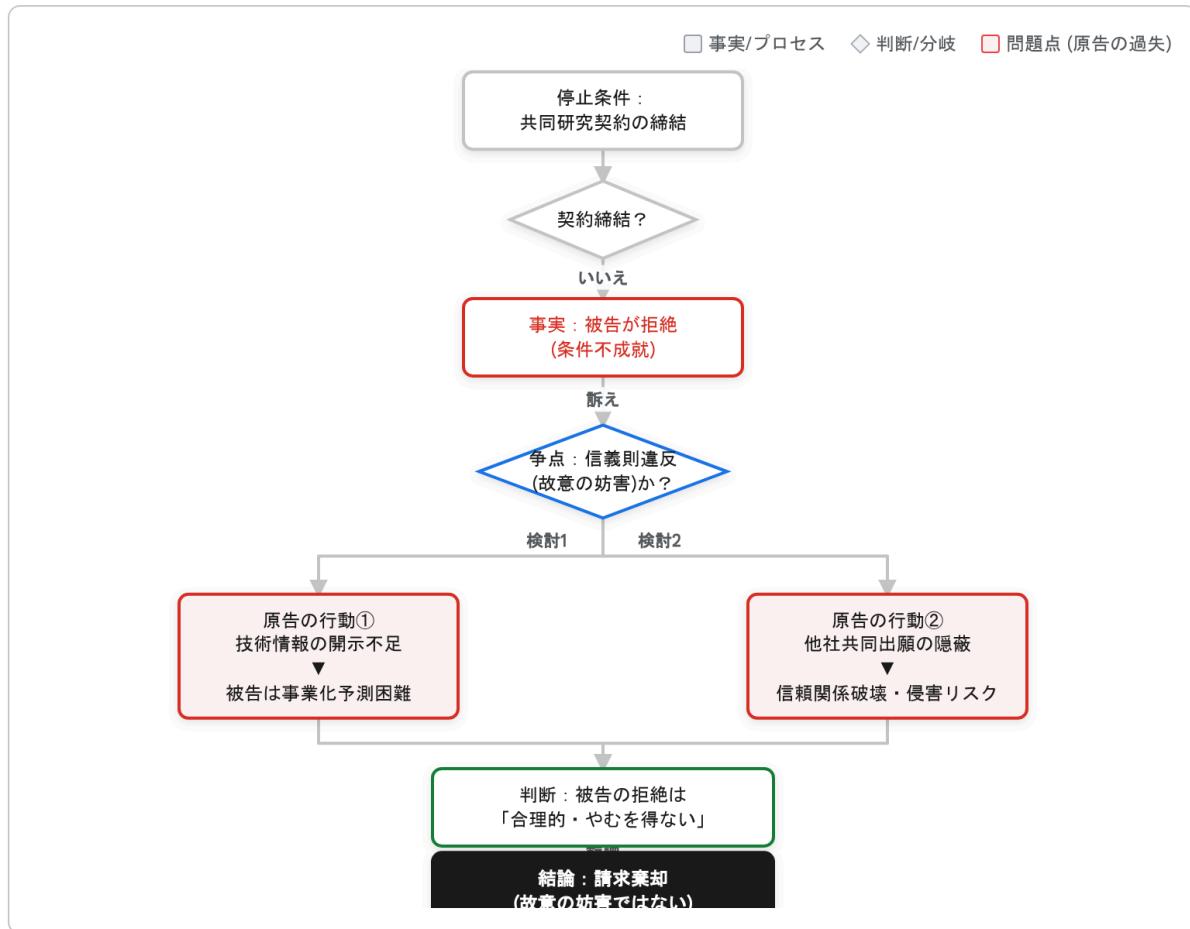
### 4.3.2 当てはめ: 被告の行為の正当性

裁判所は、以下の2点を根拠に、被告の行為は信義則に反しないと認定した<sup>12</sup>。

1. 技術情報の開示不足:
  - 共同研究の目的は「他社製品より優れた製品の開発」である。
  - その判断には詳細な技術データの開示が「不可欠」であった。
  - 原告が開示を拒んだため、被告が開発の難易度や成功確率を評価できなかつたことは事実である。
  - したがって、事業化の目処が立たない段階で契約締結を見送った被告の判断は「合理的」である。
2. 不誠実な対応(共同出願の隠蔽):
  - 関連特許における第三者との共同出願の事実は、ライセンス契約の根幹に関わる重要事項である。
  - 原告がこれを秘匿し、かつ第三者の同意が得られない状況であったことは、被告に重大な法的リスク(特許紛争リスク)を負わせるものである。
  - このような背信行為を行つた原告に対し、被告が信頼関係の継続が不可能と判断し、交渉

を打ち切ったことは「やむを得ない措置」であり、信義則違反には当たらない。

## 判決のロジック：民法130条（条件成就の妨害）の適用判断フロー



知財高裁における判断枠組み。条件（共同研究契約の締結）の不成就は認められたものの、その原因が原告側の「情報開示不足」と「不誠実な対応（他社共同出願の隠蔽）」にあるため、被告の拒絶は信義則違反（故意の妨害）には当たらないと結論付けられた。

Data sources: 大江橋法律事務所, 知財判決速報, IP Force

## 第5章 产学連携への実務的提言と教訓

本件判決は、产学連携の現場で常態化している「認識のズレ」と「契約の甘さ」に、司法が厳しい審

判を下した事例と言える。以下に、大学(研究者・TLO)および企業(法務・知財部)の双方が学ぶべき教訓を整理する。

## 5.1 「未完成技術」の取り扱いと契約形態の最適化

本件の最大の失敗要因は、技術の実用性が検証されていない段階で、「4,500万円」という具体的な対価を含む契約を結んでしまったことにある。

- オプション契約(Option Agreement)の推奨:  
いきなり本契約(ライセンス契約)を結ぶのではなく、まずは少額の対価(オプション料)で一定期間(6ヶ月～1年)の独占的な「技術評価期間」を設定する契約を結ぶべきである。この期間内に、企業側は再現実験やFTO調査を行い、大学側は必要なデータを開示する。そして、評価結果がクリア基準(Go/No-Go判定基準)を満たした場合にのみ、本契約に移行する権利を企業に与える。
- マイルストーンの定量化:  
共同研究契約の締結条件として、「技術的な目処が立つこと」といった曖昧な表現ではなく、「蛍光強度が既存製品Xの1.2倍以上であること」「〇〇溶媒への溶解度がYY%以上であること」といった定量的な技術マイルストーンを契約書に明記することで、主観的な「言った言わない」の争いを防ぐことができる。

## 5.2 知財デューデリジェンスと誠実開示義務

原告が敗訴した直接の原因是、第三者との共同出願事実を隠蔽した点にある。これは産学連携における「信頼(Trust)」の重要性を逆説的に証明している。

- 大学側の課題:  
研究者は、論文発表(アカデミックな業績)を優先するあまり、特許の権利関係(共同発明者、共有持分)の処理を軽視する傾向がある。「同意が得られないから黙っておこう」という判断は、ビジネスの世界では「詐欺的」と受け取られかねない。大学の知財本部は、研究者に対し、契約交渉の相手方に対する「完全な情報開示(Full Disclosure)」の重要性を徹底教育する必要がある。
- 企業側の防衛:  
契約書において、ライセンサー(大学側)による強力な表明保証(Representations and Warranties)条項を設けることが必須である。具体的には、「本件特許に関して、第三者の権利侵害が存在しないこと」「本件特許の実施を制限する第三者との契約や共有関係が存在しないこと」などを保証させ、これに違反した場合には即座に契約解除および損害賠償請求が可能となる条項を整備すべきである。本件において、もし契約交渉の初期段階でこの確認が厳密になされていれば、ハリマ化成はより早い段階で、コストをかけずに撤退できていた可能性がある。

## 5.3 民法130条リスクの管理

「後の契約締結」を「前の契約の効力発生要件(停止条件)」とするスキームは、本件のように泥沼の紛争を招くリスクが高い。

- 契約の一本化:  
可能な限り、ライセンス条件と共同研究条件は同時に合意し、一本の契約書にまとめるべきで

ある。もし詳細が詰められないのであれば、法的拘束力のない「覚書(MOU)」に留めるか、あるいは「交渉が決裂した場合の清算条項(Break-up Fee)」を定めておくことが望ましい。

- 交渉経緯の記録化:

万が一訴訟になった場合に備え、企業側は「なぜ契約を締結しなかったのか」の合理的理由(技術データの欠如、リスクの発見など)を示す議事録やメールを証拠として保全しておくことが重要である。本件でも、被告が具体的な技術課題を指摘し続けていた事実が、裁判所の心証形成に大きく寄与している。

---

## 第6章 結論: 透明性と信頼こそが最強のリーガルプロテクション

九州産業大学発ベンチャー対ハリマ化成事件は、技術力のみならず、\*\*「法務力」と「誠実さ」\*\*がベンチャー企業の生存にとって不可欠な要素であることを冷徹に示した。

大学発ベンチャーにとって、保有する特許技術は唯一無二の資産である。しかし、それをビジネス価値に転換するためには、パートナー企業との間に強固な信頼関係という「橋」を架けなければならない。原告は、技術情報の出し惜しみや不都合な事実の隠蔽によって、自らその橋を燃やしてしまったと言える。

一方、企業側にとっても、本件は他山の石となる。大学という異文化を持つパートナーとの連携には、通常の企業間取引以上の慎重なデューデリジェンスと、コミュニケーションの齟齬を埋めるための丁寧な契約設計が求められる。

「死の谷」を越えるための最も確実な方法は、画期的な技術開発だけではない。\*\*「不都合な真実こそ、最も早くテーブルの上に載せる」\*\*という透明性の高いコミュニケーションと、それを担保する堅牢な契約実務こそが、产学連携を成功に導く鍵となるのである。

# 产学連携における認識ギャップの構造：本件裁判からの抽出

比較項目	原告：アイエスティー (大学発ベンチャー側)	被告：ハリマ化成 (企業側)	裁判所の判断
技術情報の開示・完成度	契約進行に十分なレベルであると認識。	構造・合成方法の開示が不十分であり、事業化の難易度や課題を評価できない。	事業化判断に不可欠な情報が不足していたため、共同研究の中止は「不合理ではない」。
契約の停止条件 (共同研究契約等の締結)	被告が故意に契約締結を妨害したと主張（民法130条に基づき条件成就とみなすべき）。	技術的な不明瞭さと信頼関係の欠如により、契約締結を拒絶。	締結拒絶は「やむを得ない」ものであり、信義則に反する妨害には当たらない。
信頼関係と知財リスク	関連特許を第三者と共同出願（被告への開示遅延）。第三者の同意取得不可を示唆。	特許侵害リスクへの懸念および信頼関係の著しい毀損。	被告に特許侵害の恐れを生じさせ、信頼関係を破壊する行為と認定。

原告（大学発ベンチャー）と被告（化学メーカー）の間で生じた、技術と契約に対する認識の乖離。このギャップが埋まらなかったことが、法的紛争の根源的要因となった。

Data sources: Ohebashi Law Firm, IP Force (平成29(ワ)3973), Hanketsu JIII, IP Force (令和1(ネ)10053)

## 引用文献

1. IP Judgments Database(裁判例情報英訳)を更新しました - 裁判所, 1月 10, 2026にアクセス、  
[https://www.courts.go.jp/ip/documents/thesis/topics/vcmsFolder\\_1470/vcms\\_1470.html](https://www.courts.go.jp/ip/documents/thesis/topics/vcmsFolder_1470/vcms_1470.html)
2. 令和5年(ネ)第10053号「金融商品取引管理装置, 1月 10, 2026にアクセス、  
[https://unius-pa.com/infringement\\_lawsuit/10336/](https://unius-pa.com/infringement_lawsuit/10336/)
3. 23\_九州産業大学\_広報誌\_vvol 15/24, 1月 10, 2026にアクセス、  
<https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/sandai/kouhou/229/pageindices/index15.html>
4. 知財判決 - 2019年12月 - IP Force, 1月 10, 2026にアクセス、  
<https://ipforce.jp/Hanketsu/2019-12>
5. 九州大学発の蛍光色素、がん診断技術等へ応用可能な国産バイオ ..., 1月 10, 2026にアクセス、

<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/2951/%E4%B9%9D%E5%B7%9E%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E7%99%BA%E3%81%AE%E8%9B%8D%E5%85%89%E8%89%B2%E7%BA%4%A0%E3%80%81%E3%81%8C%E3%82%93%E8%A8%BA%E6%96%AD%E6%8A%80%E8%A1%93%E7%AD%89%E3%81%B8%E5%BF%9C%E7%94%A8%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%81%AA%E5%9B%BD%E7%94%A3%E3%83%90%E3%82%A4%E3%82%AA%E3%83%84%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E5%AE%9F%E7%94%A8%E5%8C%96%E3%81%B8.pdf>

6. フайнケミカルのバックナンバー(12ページ目 15件表示) - Fujisan, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.fujisan.co.jp/product/1281680660/b/list/?page=12>
7. 国内拠点・関連財団 - ハリマ化成グループ, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.harima.co.jp/company/domestic/>
8. ハリマ化成グループ - Wikipedia, 1月 10, 2026にアクセス、<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8F%E3%83%AA%E3%83%9E%E5%8C%96%E6%88%90%E3%82%B0%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%97>
9. 会社概要 - ハリマ化成グループ, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.harima.co.jp/company/outline.html>
10. 世界初となるカラー電子顕微鏡を7月発売 九州産業大学, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.fukuoka-keizai.co.jp/news/%E4%B8%96%E7%95%8C%E5%88%9D%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8B%E3%82%AB%E3%83%A9%E3%83%BC%E9%9B%BB%E5%AD%90%E9%A1%95%E5%BE%AE%E9%8F%A1%E3%82%92%EF%BC%97%E6%9C%88%E7%99%BA%E5%A3%B2%E3%80%80%E4%B9%9D%E5%B7%9E/>
11. 知財判決 - 2019年7月 - IP Force, 1月 10, 2026にアクセス、<https://ipforce.jp/Hanketsu/2019-7>
12. <2019年8月号> - 大江橋法律事務所, 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/IPNewsletter201908.pdf>
13. 専用実施権等設定契約の停止条件が成就していないとして実施料 ..., 1月 10, 2026にアクセス、<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/202004news.pdf>